

指定医の申請手続について

指定医について

- 難病の患者に対する医療等に関する法律では、医療費助成の申請に必要な診断書（臨床調査個人票）を作成できるのは、知事の指定を受けた指定医に限られます。
 - 指定医の指定を受けるためには、申請が必要です。
 - 指定医には「難病指定医」と「協力難病指定医」の2種類があります。
「難病指定医」：新規申請及び更新申請に必要な臨床調査個人票の作成が可能
「協力難病指定医」：更新申請に必要な臨床調査個人票のみ作成が可能
- ※知事の指定を受けた医療機関（指定医療機関）であれば、指定医でなくても医療費助成の対象となる医療を行うことはできます。

指定医の要件

- 難病指定医（新規申請及び更新申請に必要な臨床調査個人票を作成可能）
診断又は治療に5年以上従事した経験がある医師のうち、①又は②のいずれかに該当する者
 - ① 厚生労働大臣の定める認定機関（学会）が認定する専門医の資格を有すること
 - ② 知事が行う研修（※1）を修了していること
- 協力難病指定医（更新申請に必要な臨床調査個人票のみ作成可能）
診断又は治療に5年以上従事した経験がある医師のうち、知事が行う研修（※2）を修了している者
（注）難病指定医の研修とは内容が異なります。

（※1）（※2）知事が行う研修「難病指定医研修」について、奈良県においては、従来、難病指定医養成研修会として集合研修により実施していましたが、令和2年2月以降はオンラインによる研修とし、随時受講いただける体制を整えました。（[受講申込はこちらから](#)）

【申請手続】

「主たる勤務先の医療機関の所在地」が奈良県の場合は、奈良県知事へ申請していただく必要があります。
(主たる勤務先が県外の場合は、その医療機関が所在する都道府県・政令指定都市へ申請してください。)

● 難病指定医 (新規)

【専門医の資格を有する場合】

- ① 指定医指定申請書
- ② 医師免許証の写し
- ③ 専門医の資格を証明する書類の写し (申請時点で有効なもの)

【難病指定医研修を受講した場合】

- ① 指定医指定申請書
- ② 医師免許証の写し
- ③ 経歴書
- ④ 難病指定医研修「修了証」の写し (修了から概ね1年以内のもの)

申請書の様式は県健康推進課のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.nara.jp/37481.htm>

● 協力難病指定医 (新規)

- ① 指定医指定申請書
- ② 医師免許証の写し
- ③ 経歴書
- ④ 協力難病指定医研修「修了証」の写し (修了から概ね1年以内のもの)

● 難病指定医 (更新)

【専門医の資格を有する場合】

- ① 指定医指定更新申請書
- ② 専門医の資格を証明する書類の写し (申請時点で有効なもの)

【難病指定医研修を受講した場合】

- ① 指定医指定更新申請書
- ② 難病指定医研修「修了証」の写し (修了から概ね1年以内のもの)

【提出先】 (郵送・持参可)

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県 福祉医療部 医療政策局 健康推進課 難病・医療支援係

TEL : 0742-27-8660 (直通)

【留意事項】

- 指定後、奈良県から指定通知書を送付します。
- 指定医の氏名、主たる勤務先の医療機関の名称・所在地、担当する診療科名を、県健康推進課のホームページで公示します。
- 指定有効期間は概ね5年間となっています。有効期間終了までに更新の手続きをする必要があります。